

居宅療養管理指導重要事項説明書

＜令和7年6月1日現在＞

1 事業所の概要

(1) 当院は、茨城県知事指定の居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という）実施施設です。

(2) 事業所名称および事業所番号

事業所名	つくば在宅クリニック
所在地・連絡先	(住所) 〒305-0054 茨城県つくば市西大沼637-5 (電話) 029-886-6123
事業所番号	0812012698
管理者の氏名	渡辺 拓自

(3) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務の内容
		常勤 (人)	非常勤 (人)	
医師	1	1	0	居宅療養管理指導の提供

2 当事業所が提供するサービス

「居宅療養管理指導」とは、介護保険制度において要支援・要介護の認定を受けられた方で、通院が困難な方のご自宅（居宅）を訪問し、継続的な医学的管理に基づいて医師が行うものです。

具体的には、従来の医療保険での往診・訪問診療に加えて、次のことを行います。

- (1) 居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）及び居宅サービス事業者へ、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供します。
- (2) 要支援者・要介護者または家族の方へ、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言等を行います。
- (3) その他、療養上必要な事項についての指導・助言等を行います。

3 実施時間

通常の場合、訪問診療や往診時に行います。

なお、居宅介護支援事業者への情報提供については、必要に応じて随時行います。

4 通常の運営実施地域

通常の事業実施地域は、つくば市、土浦市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、守谷市、つくばみらい市、阿見町です

5 利用料について

(1) 医師による『居宅療養管理指導費』

介護保険制度において定められた利用料の1割、2割又は3割をいただきます。
在宅時医学総合管理料算定月は居宅療養管理指導費Ⅱを算定します。

1回につき、2,990円

(利用者様自己負担1割の方299円、2割の方598円、3割の方897円)

※ 1月に2回を限度として算定します。

(2) 「居宅療養管理指導」に関わる交通費については、徴収しません。

(3) 利用料等のお支払い方法

訪問診療の請求と同様に、診療翌月の中旬～下旬頃に請求書を発送、または訪問時にお渡しいたします。領収書は、お支払い確認後に発送、または直接お渡しいたします。

お支払い方法は、①医師の訪問時に直接お支払いいただく、②クリニックにお持ちいただく、③銀行振込のいずれかの方法でお願いしております。

6 その他

(1) 居宅療養管理指導についてご質問・ご要望等がございましたら、当クリニックまでお申し出ください。

(2) 緊急の場合には24時間いつでもご相談ください。

(3) 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

担当者： 渡辺拓自

(4) 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。

(5) 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応をいたします。